

川崎市川崎区公告第 25 号

国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）第 143 条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条で準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 8 年 3 月 6 日

川崎市川崎区長 山崎 浩

（別紙省略）